

第3回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第3回定例会 令和2年6月29日

開会 13時30分

閉会 16時30分

出席委員
(21名)

会長 依田繁二
1 荻原勝夫
2 深井佳人
3 武井誠
5 関一夫
6 小林澄男
8 青木茂良
10 成山喜枝
12 宮下通
13 大塚賢

会長代理 若林泰平
14 齊藤敏彦
15 関敏夫
16 小宮山信幸
17 小野澤文利
18 笹平民男
推進 射手誠司
推進 佐藤邦利
推進 杉田修司
推進 荻原誠一

欠席委員

7 小山孝幸 11 柳澤峰晴

議事録署名委員

6 小林澄男 8 青木茂良

出席職員
(5名)

農業委員会事務局
事務局長 関 博一
事務局次長 小宮山 真二
事務局 河口 晋也
事務局 土屋 綾
事務局 伊藤 世志子

議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農用地利用集積計画について

第3回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理 ご苦勞様です。令和2年度第3回定例総会を開催します。本日は小山委員と柳澤委員が欠席です。会長、挨拶をお願いします。

議長 皆さんこんにちは、第3回定例総会を進めさせていただきます。会議は、できる限り時間をつめた進行を心がけたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。会議の審議について再度お願いがあります。発言者は挙手をして、議長が指名をしましたら、番号と名前を言っていただき発言をお願いします。その際必ずマイクで発言してください。よろしく申し上げます。本日の議事録署名委員は、6番小林委員と8番青木委員にお願いします。それでは、議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。

議案書は1ページ、番号1、〇〇、図面は1ページをご覧ください。〇〇から北に900メートルほど進んだ先にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方で、親子関係です。譲受人は農業規模を拡大するため譲り受けるものです。申請地では、稲や野菜の苗を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣接地ということで近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇、図面は2ページをご覧ください。〇〇から北に350メートルほど進んだ先にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模拡大するため譲り受けるものです。申請地ではネギを栽培する予定です。譲受人の自宅の隣接地ということで近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇、図面は3ページをご覧ください。〇〇にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は農業規模拡大するため譲り受けるものです。申請地ではハーブ等を栽培する予定です。譲受人の自宅の隣接地ということで近いため、問題ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは担当委員の説明にはいります。番号1の案件につきまして、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 先ほど事務局が説明された通りですが、生前贈与で後継者に農地を渡すものです。場所は譲受人と譲渡人の家を挟むところにあります。地目は水田になっております。苗の栽培をする予定です。

議長 ありがとうございました。それでは質疑にはいります。番号1の案件に

つきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特
にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定といたします。続きまして番号2の案件につい
て、小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 譲受人の自宅の道を挟んだところの農地です。現在はネギを植えてあ
ります。譲受人の自宅の隣地で管理も問題ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは質疑にはいります。番号2の案件につ
きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。特
にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号3の案件につきまし
て、小林委員より説明をお願いします。

小林委員 先ほど事務局が説明された通りですが、ハーブを栽培するそうです。譲
受人の自宅の隣地で管理も問題ないと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。番号3の案件について、ご意見ご質問がある
方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。
番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして第2号議案について事務
局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。番
号1、〇〇、図面は4ページをご覧ください。〇〇にある農地です。住宅
敷地の申請です。申請者は〇〇の方です。隣接する自宅が老朽化したため
申請地に住宅を新築したいとのことです。第1種農地ですが、拡張面積が
既存敷地の敷地面積2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ない
と判断しました。

議長 ありがとうございます。それでは担当委員の説明にはいります。番号
1の案件につきまして、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員 概要については、事務局の説明とおりです。現地を確認してきましたが、自宅に隣接しております住宅として適正だと思いました。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。番号1の案件についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようので裁決に入ります。番号1の案件につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして第3号議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は計画変更申請1件、新規申請が7件です。

計画変更番号1、〇〇、図面は6ページをご覧ください。〇〇を200メートルほど南下した所にある農地です。計画変更申請で、宅地分譲敷地の申請です。前計画では譲受人が令和元年に共同住宅、駐車場敷地として許可を受けたのですが、開発事業新規届出に際し、周辺同意が得られず事業を中止することとなりました。そのため、周辺住宅及び周辺環境への影響の少ない宅地分譲に変更するための申請です。なお、資料7ページをご覧ください、分譲区画は178、6平方メートルから364、4平方メートルの6区画の分譲になります。準住居地域で用途地域内の第3種農地のため、変更申請の承認は問題ないと判断しました。

続きまして番号1、〇〇、所有権移転です。図面は8ページをご覧ください。〇〇の北東にある農地です。加工場、資材置場の申請です。譲受人は鉄筋工事業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は隣接にある本社工場が手狭となり、事業拡大のため、申請地を加工場所及び資材置場として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお申請地は令和元年8月に農振除外済です。第1種農地ですが、拡張面積が既存敷地の敷地面積2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇、所有権移転です。図面は10ページをご覧ください。〇〇の東にある農地です。資材置場敷地の申請です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は申請地を資材置場として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです、第1種住居地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇、所有権移転です。図面は12ページをご覧ください。〇〇の西側、〇〇南にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は不動産取引業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方で

す。譲受人は申請地に196、81平方メートルから248、67平方メートルの3区画の宅地分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。分譲区画は資料14ページをご覧ください。第1種住居地域で用途地域の3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇、所有権移転です。図面は15ページをご覧ください。〇〇の手前、〇〇付近にある農地です。工場、物置、駐車場敷地の申請です。譲受人は管工事等設備工事業を行っている〇〇業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は市内の本社工場及び事務所が手狭となったため、申請地に機能の一部移転を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。工業地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇、所有権移転です。図面は17ページをご覧ください。〇〇から南に200メートルほど進んだ先にある農地です。宅地分譲地の申請です。譲受人は建材販売兼宅地建物取引業を行っている〇〇の業者です。譲渡人は〇〇の方です。図面の19ページを合わせてご覧ください。譲受人は申請地に169、95平方メートルから272、47平方メートルの4区画の宅地分譲を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第1種中高層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号6、〇〇、所有権移転です。図面は20ページをご覧ください。〇〇、〇〇から北に300メートルほど進んだ先にある農地です。家庭菜園敷地の申請です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は現在利活用のない申請地を家庭菜園として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。第2種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。

続きまして番号7、〇〇、所有権移転です。図面は22ページをご覧ください。〇〇の南にある農地です。資材置き場敷地の申請です。譲受人は土建業を行っている市内の業者です。譲渡人は〇〇の方と〇〇の方です。譲受人は現在2か所の資材置場を保有していますが、手狭となっており、申請地を資材置場として利用を計画するもので、譲渡人は譲受人の申出に応じたものです。なお、申請地は平成28年4月に農振除外済です。第1種農地ですが、集落に接続しているため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、担当委員の説明に入ります。番号1計画変更の案件につきまして関委員より説明をお願いします。

関委員

場所は〇〇にある農地です。下水、農業用水路等近隣の了解をいただい

ています。宅地分譲に変更ということで問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。計画変更1の案件につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号1の案件につきまして関委員より説明をお願いします。

関委員 場所は〇〇にある農地です。譲受人は、〇〇という会社で、鉄筋工事業販売を行っております。譲渡人は〇〇に住んでいまして、耕作は難しいということです。また、後継者もないそうです。農地は荒れた状態になっております。近隣に〇〇さんの工場があるということで特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。今の案件についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようでしたら裁決に入ります。番号1につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号2の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員 〇〇の東にある農地です。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんと〇〇さんで姉妹です。相続により取得していましたが、耕作をする意思はありません。荒廃した畑になっております。譲受人は資材置場を探しておりました。周辺への影響も少ないということで、問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

荻原委員 譲受人は会社役員となっておりますが、会社として使用しますか

事務局 法人としてではなく、あくまでも個人として申請を受けております。

議長 他にございますか、ないようでしたら採決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号3の案件につきまして

て射手委員より説明をお願いします。

射手委員

〇〇にある農地で〇〇です。図面は、12 ページから 14 ページです。譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんで、耕作する意思はありません。荒廃した畑となっております。譲受人の要望として 3 区画の住宅分譲を計画したいそうです。周囲は全て宅地で近隣の了解も得ているということで問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。今の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号 3 につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号 4 の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員

〇〇にある農地で、図面は 15、16 ページです。場所は〇〇、〇〇の北東にあります。譲受人は〇〇さんで、管工業設備業者です。譲渡人は〇〇さんで耕作はしていません。譲受人の要望に応じたいということです。譲受人は現在の本社工場と事務所が手狭となり、工場、事務所の一部を移転する計画です。面積は 4,843 平方メートルです。図面を見ていただき、真中に用水路がありますが、東南側に変更したいということです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。今の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号 4 につきまして賛成の方は挙手でお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号 5 の案件につきまして射手委員より説明をお願いします。

射手委員

〇〇にある農地で、小学校入口南側にあります。図面は 17 ページから 19 ページです。譲受人は〇〇さんで、土地、建物の売買を行っている業者です。良好な住宅用地を供給するため、宅地、分譲地 4 区画を販売したいそうです。譲渡人は、〇〇さんです。計画では道路への接道として、譲渡人の宅地の一部を道路として使用することです。ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。今の案件につきまして、ご意見ご質問がある方

は挙手の上発言をお願いします。

笹平委員 道路の話が出ましたが、公道か私道かお聞きしたいと思います。

事務局 宅地の一部を道路にする話ですが、位置指定道路となっております。宅地分譲の場合は、譲受人が維持管理をするということで認定されており、いずれ市道となります。

議長 他にございますか、特にないようですので採決に入ります。番号5の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号6の案件につきまして関委員より説明をお願いします。

関委員 ○○、120平方メートルです。図面は20ページと21ページです。譲受人○○さんは自宅敷地に隣接するところに家庭菜園をしたいそうです。譲渡人の○○さんに申出たものです。周辺への影響もないため問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

杉田委員 申請後の地目はどのようになりますか。

事務局 家庭菜園の場合は宅地の庭となります。宅地もしくは、雑種地が一般的です。

杉田委員 将来的に建物を建ててもよいということですか。

事務局 可能です。

議長 他にございますか、特にないようですので採決に入ります。番号6の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。続きまして番号7の案件につきまして小宮山委員より説明をお願いします。

小宮山委員 譲受人は○○で地元の土木建設業を行っております。譲渡人は○○さん

と〇〇さんです。図面22ページをご覧ください。谷になっていて不便な所で荒廃地になっております。資材置場として利用を計画するものです。なお、多面的の対象地だったため、農振除外の許可からすぐに転用申請をしなかったとのこと。

議長 ありがとうございます。今の案件につきまして、ご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

荻原委員 埋立てて残土が出るわけですがどの位の量ですか。

事務局 申請内容の中で、残土の量は把握していませんが、申請者は2、478平方メートルを埋立て資材置場として利用するにあたって、近隣への説明の中で問題が生じたら責任を持って対処することを承諾しております。又平成28年4月に農振除外の中で同等の内容として審査しております。農振除外の許可がおりていますので問題ないと思います。

議長 他にございますか。

小野沢委員 多面的の対象ということで、平成28年に申請しなかったとのことですが、今回はいいのでしょうか

事務局 昨年度更新したとのこと。現在は多面エリアの対象外となっております。

議長 他にございますか。

青木委員 水路の確認ですが、田が2箇所ありますが、水路は大丈夫ですか、又図面はありますか。

小宮山委員 田の水路に関しては支障はありません。何か生じた場合は、〇〇が責任を持って対応するとのこと。詳細については、事務局が図面を含めて把握しております。

議長 他にございますか。

齊藤委員 今の気象状況は想像がつかないことから、土砂、残土、碎石が流れないよう壁面をしっかりとやらないと、下の方に畑、田、民家があります。対策はきちんと講じていただきたいです。

事務局 関係課の意見書を、許可書発行時に合わせて通知しておりますので、情報を反映させていきたいと思えます。

議長 他にございますか、特にならぬようので採決に入ります。番号7の案件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

議長 続きまして第4号議案農地利用集積計画について事務局から説明をお願いします。荻原委員が対象となりますので、一時退席となります。

(荻原委員退席)

それでは説明をお願いします。

事務局 議案第4号農地利用集積計画6月分について説明します。資料の5ページは通常の利用権設定です。10件、12筆、12、398平方メートルです。6ページは所有権移転です。1件、3筆、1、593平方メートルです。7ページから9ページは、中間管理事業を使った利用権設定です。34件、58筆、79、080平方メートルです。6月は全体で45件、73筆、93、071平方メートルです。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見ご質問がある方は挙手の上発言をお願いします。

(全員挙手) 全員の賛成と認め、決定とします。

荻原委員お入りください。

(荻原委員入室)

続きまして農業経営改善計画の意見聴取について事務局からお願いします。

事務局 第3回農業改善計画認定申請書について説明します。今月より新様式と旧様式になっております。随時新様式に移行してまいります。〇〇さん、〇〇さんが新様式となっております。〇〇さんは旧様式となっておりますのでご了承ください。それでは説明に入ります。1件目〇〇で3回目の更新です。営農類型は、現状、目標共に肉用牛です。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標として肥育牛を〇〇頭、繁殖牛を〇〇頭増やしたいそうです。農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業として、有機肥料の販売を増やしていきたいそうです。3ページをご覧ください。生産方式の

合理化に関する目標・措置として、自家生産牛の増大、HACCP 認定農場指定済ということで平成31年2月21日に認定されています。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置についてですが、地域循環型農業の拡大、荒廃農地対策に取り組んでいきたいそうです。4ページですが新様式は新規で購入したい物を記入していただきます。〇〇さんは検討中です。以上です。

議長 ありがとうございます。荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員 農地の管理状況ですが、牧草や野菜を行っております。野菜はブロッコリー中心に、JA信州うえだの方を7、8名応援いただいて、耕作しております。勢力的に行っております。出荷先は、〇〇、〇〇方面です。地域の活動ですが、〇〇の小学校を対象に農業体験を行っております。とても熱心な方で、地域の方含めて幅広いお付き合いをしております。今後の活躍に期待しております。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問ございますか

齊藤委員 〇〇は、JA信州うえだでも肉用牛として大きい役割を果たしております。経営感覚も鋭く、長野県の畜産を担う素晴らしい人材ですので頑張ってもらいたいです。

議長 ありがとうございます。他にございますか、ないようですので2件目に入ります。事務局よろしくをお願いします。

事務局 2件目は、〇〇さんで2回目の更新です。目標とする営農類型は水稲、大豆、野菜、果樹、小麦の複合経営です。農業経営規模の拡大に関する目標は水稲、大豆の作付面積を増やして小麦、ブロッコリーを新しくはじめたいそうです。生産方式の合理化に関する目標は、トラクターを買い換え、コンバインを新しく〇台増やしたいそうです。農用地の利用条件として、経営の安定化、規模拡大を行うため積極的に農地貸借を行うそうです。農業従事態様等の改善目標として、時期によりお手伝いさん、臨時雇用等にて経営の安定化を行うそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。笹平委員より説明をお願いします。

笹平委員 定年後農業を始めたのですが、両親が他界し認定農業者は再認定です。前は思うようにいきませんでした。今回は頑張りたいということです。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問ありますか

大塚委員 果樹は何を作っていますか。

笹平委員 かりんです。かりんの木がありますので、かりんジュースを作っています。

議長 他にございますか。ないようですので3件目に入ります、荻原委員が対象となりますので一時退席をお願いします。

(荻原委員退席)

それでは説明をお願いします。

事務局 ○○で3回目の更新です。営農類型ですが現状、目標共に複合経営です。農業経営の規模拡大に間する現状及び目標として、水稻、りんごの作付面積を増やしたいそうです。経営管理の合理化に関する現状と目標・措置として、繁忙期に記録などができない場合があるので、事務員を一人確保したいそうです。その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置はIT等の時代に合った新しい技術を取り入れ、その技術を従事者に身につけてもらうようにしたいそうです。新しく購入したい農業用機械の計画は、ラジコン、草刈り機○台、6条コンバイン○台、穀物乾燥機○台、水田除草用機械○台を購入したいそうです。以上です。

議長 ありがとうございます。深井委員より説明をお願いします。

深井委員 ○○さんは○地区の推進委員長をやっております。○○小学校の農業体験で、大豆を栽培、収穫をしております。又、○○の農業体験も行っておりまして、生産はおもに稲作ですので、田植えの体験等の手配やアレンジをする活動をしております。農地については、ほとんどが稲作で○○アールあります。就業時間を減らして時代に合った新しい技術を身につけて、収入を増やしたいそうです。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問ございますか。

齊藤委員 ○○さんは、○地区の農業を引っ張っていただいております、今後も更に活躍して欲しいです。応援しております。

議長 大変ありがたいお言葉いただきました。他にございますか、ないようで

すので農業経営改善計画の意見徴収について終了します。

(荻原委員入室)

以上をもちまして議事を終了します。慎重審議のご協力ありがとうございました。

議事録署名人_____

(※直筆でお願いします)